



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月2日金曜日 第2567号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 356
土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....	（東予地方局農村整備課）... 357
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	（東予地方局農村整備課、南予地方局農村整備課）... 358
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 358
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 359

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....	（薬務衛生課）... 359
製菓衛生師試験の施行.....	（ " ）... 359
調理師試験の実施.....	（ " ）... 359

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（選挙管理委員会）... 359
-----------------------------	------------------

正 誤

平成26年3月24日付け第2555号愛媛県告示第321号（指定介護機関（居宅介護事業者）の変更）中.....	（保健福祉課）... 360
平成26年3月24日付け第2555号愛媛県告示第324号（指定介護機関（介護予防事業者）の変更）中.....	（ " ）... 360

告 示

○愛媛県告示第572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年5月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ドラッグコスモス日高店	愛媛県今治市別名字中河原373番地	大規模小売店舗の名称	（仮称）ドラッグコスモス今治別名店	ドラッグコスモス日高店	平成26年4月5日	平成26年4月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第573号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ハローズ新居浜郷店	愛媛県新居浜市郷5丁目甲58番1 外24筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ハローズ	株式会社ハローズほか1者	平成26年2月12日	平成26年4月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 木 忠 司	西条市楠甲615番地2

○愛媛県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	眞 鍋 正 幸	新居浜市中村1丁目6-36
"	加 藤 良 一	新居浜市久保田町1丁目3-26
監 事	大 澤 眞 一	新居浜市土橋1丁目8-4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 茂 久	新居浜市滝の宮町4-13

"	土 岐 清	新居浜市横水町13-17
監 事	青 野 幸 永	新居浜市滝の宮町11-14

○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 實	西条市小松町安井甲448番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11
監 事	今 井 敏 彦	西条市小松町安井甲116番地
"	安 藤 満	西条市小松町安井甲207番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 實	西条市小松町安井甲448番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11

監 事	今 井 敏 彦	西条市小松町安井甲116番地
"	高 木 正 美	西条市小松町安井甲204番地 4

○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第三土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
"	青 山 啓 治	西条市小松町北川359番地 2
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	竹 田 勝 年	西条市小松町北川352番地12
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
"	森 山 恭 二	西条市小松町新屋敷甲269番地 1
"	高 橋 剛	西条市小松町北川146番地
"	戸 田 裕 三	西条市小松町北川401番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町明穂土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 靖 隆	西条市小松町明穂甲578番地の 2

○愛媛県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

"	今 井 和 弘	西条市小松町明穂甲198番地
"	玉 井 伸 一	西条市小松町明穂甲534番地
"	玉 井 敏 弘	西条市小松町明穂甲511番地の 2
"	金 子 辰 雄	西条市小松町明穂甲205番地
"	今 井 大	西条市小松町明穂甲567番地 1
監 事	玉 井 敬 三	西条市小松町明穂甲540番地
"	今 井 健 博	西条市小松町明穂甲572番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 博	西条市小松町明穂甲294番地 2
"	今 井 武 行	西条市小松町明穂甲549番地
"	玉 井 静 正	西条市小松町明穂甲330番地 2
"	玉 井 保 幸	西条市小松町北川69番地 5
"	山 本 幸 二	西条市小松町明穂甲274番地 1
"	今 井 良 典	西条市小松町明穂甲562番地 1
監 事	村 上 浩	西条市小松町明穂甲193番地 2
"	工 藤 一 孝	西条市小松町明穂甲243番地 1

○愛媛県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西条市国安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西予市宇和町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、保内町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦 2 番 4 から 同町高畑956番 3 まで	旧	メートル 5.0 ~ 39.0	キロメートル 0.253	
			新	14.0 ~ 121.5	0.181	

○愛媛県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦 2 番 4 から 同町高畑956番 3 まで	平成26年 5 月 2 日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成26年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成26年 8 月 5 日（火）13時30分
- 試験の場所
愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2）
- 受験願書の提出期間
平成26年 6 月 9 日（月）から13日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成26年 7 月 10 日（木）13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成26年 6 月 2 日（月）から 6 月 13 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
平成26年 8 月 4 日（月）13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成26年 6 月 16 日（月）から 6 月 27 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年 5 月 2 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,179,360
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,588
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,420
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,552	14,518
南宇和郡	20,465	6,822
松山市・上浮穴郡	429,493	138,249
今治市・越智郡	144,441	48,147
宇和島市・北宇和郡	82,600	27,534
八幡浜市・西宇和郡	40,969	13,657
新居浜市	101,212	33,738
西条市	92,469	30,823
大洲市・喜多郡	53,778	17,926
伊予市	31,899	10,633
四国中央市	75,259	25,087
西予市	35,283	11,761
東温市	27,940	9,314

正 誤

○正 誤

平成26年3月24日付け第2555号愛媛県告示第321号（指定介護機関（居宅介護事業者）の変更）中

ページ	箇所	誤	正
162	居宅介護事業を行う事業所名称欄中上から1段目	デイサービスあったか	デイサービスセンターあったか

○正 誤

平成26年3月24日付け第2555号愛媛県告示第324号（指定介護機関（介護予防事業者）の変更）中

ページ	箇所	誤	正
162	介護予防事業を行う事業所名称欄中上から1段目	デイサービスあったか	デイサービスセンターあったか